

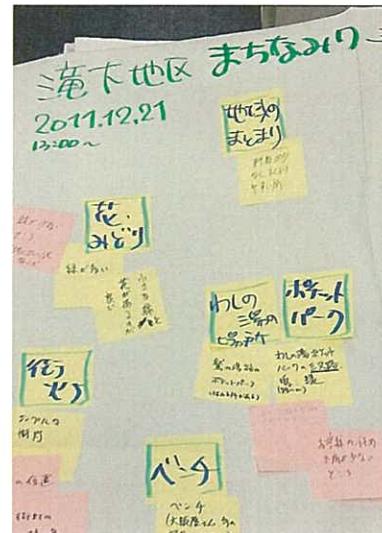
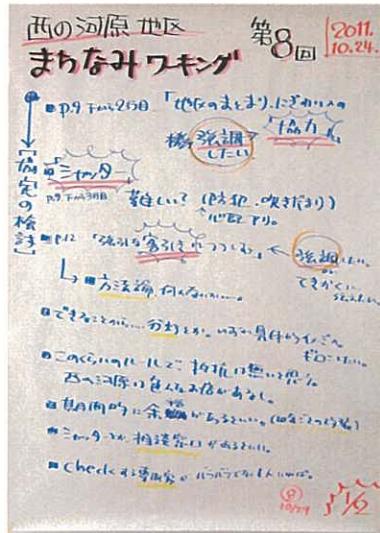


住民主導の景観まちづくりを かたちにする！

草津町 企画創造課

草津町は、平成21年12月1日に県内9番目の景観行政団体となり、景観まちづくりの取組みを本格的にスタートさせました。

初年度は、そもそも「景観」って何だろう？なぜ景観対策が必要なんだろう？という町民の疑問に答え、少しでも地域の景観づくりに関心を持っていただくため、住民ヒアリングや、景観に関する勉強会を8回にわたり開催しました。



住民によるブレインストーミング



街なみづくりの約束事について検討

そして、翌年、住民主導による景観のルールづくりを行うべく「街なみ環境整備事業」を導入しました。この事業は、行政の支援を受けながら、住民が主体となって、自然・歴史・文化に配慮した魅力と活力ある街なみづくりを進めるものです。事業実施の条件として、自治体(草津町)による「街なみ環境整備方針」の策定などと併せ、各事業地区の地権者の概ね2/3以上の同意による「景観まちづくり協定」の締結が必要となります。協定ができると、その内容に沿って行われる建物の外観の改修や看板の設置などに対して一定の支援を受けることができます。

平成22年度は、草津のシンボルである「湯畠」を中心とした「湯畠地区」、平成23年度は、観光客がそぞろ歩きを楽しむ「西の河原地区」と「滝下通り地区」、平成24年度は、草津温泉街の玄関口である「中央通り地区」と、草津伝統の湯治法「時間湯」で知られる共同湯「地蔵の湯」を中心とした「地蔵地区」において、地区住民による街なみづくりの約束事についての検討が行われました。





住民による「街なみ観察・まち歩き」

検討にあたっては、まち歩き(踏査)、草津温泉街の街なみの歴史の勉強、全地区住民への景観アンケート調査、他地域の事例分析などを通して、地区ごとの街なみのあり方についての議論が重ねられ、最終的に、5地区全ての協定が締結されました。

今年度は、この住民主導でまとめられた協定の内容を地域の景観のルールとして法的に担保し将来へ引継ぐため、町が中心となり、景観法に基づく景観計画や景観条例の検討を進めています。まさに、町民の景観まちづくりに対する「想い」を行政が「かたち」にする作業です。

「温泉街の景観を構成するものの多くは、住宅、店舗、宿泊施設などを中心とした民有地だから、景観のルールづくりは町民主導で行わなければ意味がない。」

草津町の景観まちづくりの背景には、いつもこの考え方がありました。

草津町が将来にわたり人々に愛される温泉地であり続けるためには、温泉や草津白根の山々をはじめとした自然の恵み、湯治文化、温泉街の街なみの文化などの唯一無二の個性を「意識」して守りながらじわじわと成長していくことが重要です。そのために町がすべきこと、そして、事業者や住民がすべきことについて、これからまちづくりにおいても創意工夫を重ねていきたいと思います。

景観まちづくり協定の パンフレット (西の河原地区)

景観まちづくり協定の パンフレット (瀧下通り地区)

